個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項
申込者(以下契約成立により申込者が利用者となった場合を総称して「利用者」という)は、本同意条項及びその回お申込みされる取引の規約等に同意の上、申込みをします。
第1条(個人情報の収集・保有・利用、預託)①1)利用者は、今回のお申込みを含む株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)との各種取引(以下「各取引」という)判断及び管理のため、以下の情報(以下「個人情報」という)を当社所定の保護措置を講じた上で収集・利用することに同意します。②各取引所定の申込書に利用者が記載した利用者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、E-メールアドレス、職業その他申込書に利用者が記載した情報(以下「個人情報」という)を当社に提出した場合、当社は、利用者に対して、各取引に関する契約の締結、契約引き継ぎ、各取引に関する利用店舗、利用機関、商品、サービス、本使用残高のお取引に関する利用者から問合せに対し、当社が知り得た情報(通話情報を含む)⑤利用者の本人確認を行った際に収集した運転免許証、パスポート等の情報(各取引の規約等に基づき当社が住民票等公的機関が発行する書類を取得した場合には、その際に収集した情報(公的機関に当該書類の写しを提出する場合を含む)、当社の保有する情報(ただし、当社が法令に基づき公的機関に開示される場合があります。)⑦官報や電話帳等一般に公開されている情報(2)当社が各取引判断、管理、その他の業務の一部又は全部を、当社の委託先会社に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(1)に定める収集した個人情報を当該委託先会社に提供し、当該委託先会社が受託の目的に限って利用する場合があります。
第2条(営業活動等の目的での個人情報の利用)(1)利用者は、第1条(1)に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第1条(1)①～⑦の個人情報を利用することに同意します。①当社のプリペイドカード事業、クレジット関連事業及び金融事業(以下「当社事業」)の営業活動、商品・サービスの保守・管理・改善・開発のための当社事業におけるサービス提供、宣伝物・印刷物の送付、電話・E-メール配信等による営業案内、関連するアフターサービス②当社以外の第三者から受託して行う当該第三者の宣伝物・印刷物の送付、電話・E-メール配信等による営業案内③当社ポイントプログラム(以下「ポイントプログラム」という)、当社ポイントサービス提供(ポイントサービス提供を行う会社を含む)、並びにその他当社の事業における市場調査、商品開発等当社の具体的な事業内容は、当社ホームページ(http://www.saisoncard.co.jp)に常時掲載しております。(2)利用者は、前項の利用について、中止の申出ができます。但し、各取引の規約等に基づき当社が法令で定める請求書等に記載される営業案内及びその同封物は除きます。
第3条(個人情報の開示・訂正・削除)(1)利用者は、当社に対して、自己に関する利用者の個人情報の開示請求ができます。なお、当社は、開示を求める場合には、第5条記載の窓口に連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料)の詳細については、当社ホームページに掲載しております。(2)利用者は、当社が利用者の個人情報の内容が事実と相違していることが判明した場合には、当社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。
第4条(本同意条項に不同意の場合)当社は利用者が各取引のお申込みに必要な記載事項(各取引の申込書で利用者が記載すべき事項)の記載をされない場合及び本同意条項の全部又は一部を承諾できない場合、各取引のお申込に関する契約を締結することができないことがあります。(2)利用者は、第2条(1)に同意しないことを当社に申出ることはできないものとします。
第5条(問合せ窓口)当社の保有する会員の個人情報に関するお問合せや、開示・訂正・削除の申出、第2条(2)の営業活動等の目的での個人情報の利用に関する申出は、当社ホームページ(http://www.saisoncard.co.jp)の「問合せ」コーナーまでお請求ください。イフオメーションセンター(ピコカデスク)〒165-8555　東京都中野区江原町1-13-22
TEL 03-5996-1271/06-7709-8177(受付時間:9時～17時、年末年始除く)
第6条(合意管理義務)利用者と当社の間で個人情報に関する合意の必要がない場合は、訴訟額の多少にかかわらず、利用者の住所地及び当社の本社・支店所在地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とします。
第7条(条項の変更)本同意条項は当社所定の手続きにより変更することができます。
第8条(個人情報プリペイドカード)(1)当社は、当社が所定の手続きにより指定する会社(以下「新カード」という)と提携して発行するプリペイドカード(以下「提携プリペイドカード」という)に係る契約の場合には、当社は本同意条項に基づき、提携先は「提携企業の個人情報取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項」に基づき、各々当該利用者の個人情報を収集・保有・利用することに同意します。なお、利用者が第1条(1)①の個人情報の変更を当社又は提携先に通知した場合には、当社は、利用者が第1条(1)①の個人情報の変更を当社又は提携先に通知したものとします。
■個人情報保護管理者
当社では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として、個人情報管理総責任者(コンプライアンス担当役員)を任命しております。
ピコカ特約
第1条(カードの名称)株式会社クレディセゾン(以下「当社」といいます。)がアルプコホールディングス株式会社及び株式会社ピコカ(以下「アルプグループ」といいます。)との提携により発行するプリペイドカードは、本特約及びピコカ会員規約(以下「ピコカ規約」という。)に基づき、本特約及びピコカ規約に定めるプリペイドカード機能部分はアルプグループが提供するカードをピコカ(以下「本カード」といいます。)と称します。
第2条(カードの発行)お客様が、本特約、ゼゾンプリペイドカード規約並びにピコカポイントカード会員規約(以下「ポイント会員規約」といいます。)を承認し、当社並びにアルプに(以下「ピコカ」といいます。)に本カードのご利用のお申込みをされた場合には、当社は、本カードの発行を決定いたします。ピコカ会員(以下「会員」といいます。)にカードを発行します。契約は、両社が承諾した日に成立するものとします。
第3条(カード機能)1.ポイントサービス機能部分については、本特約及びポイント会員規約が適用されます。再現性の問題等により、当社は、本特約及び本カードの第26条(本人確認)及び第27条(不正使用)の規定に、本特約及びゼゾンプリペイドカード規約の適用されます。両規定が重複する場合には、本特約を優先いたします。
第4条(お届出事項の変更届け先)会員は、住所、電話番号等のお届け事項に変更が生じた場合、当社、ゼゾンアメリカ合同会社のプリペイドカード事業の店舗(以下「店舗」といいます。)にその旨届け出ていただきます。
第5条(カードの有効期限)1.カードの有効期限は、カードに記載されたカード発行日から1年間とします。2.ゼゾンプリペイドカードへのチャージができます。2.利用者は、本カードの紛失又は盗難に当社所定の個人情報を登録した場合に限り、プリペイドカードに紛り返しチャージができるものとします。
第6条(会員資格の喪失)1.本特約及びゼゾンプリペイドカード規約の資格を喪失した場合、当然に他の機能の利用資格も喪失するものとし、利用者は、本カードの利用ができなくなります。2.前項の定めにかかわらず、プリペイドカードの有効期間満了による利用資格喪失の場合には、利用者は引き続きポイントカードを利用できます。3.プリペイドカードは又はポイントカードそれぞれの利用資格喪失による効果等については、両規約のご定めによるものとします。
第7条(特約の変更)ゼゾンプリペイドカード規約第26条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、ゼゾンプリペイドカード規約第26条(本規約の変更等)中「第25条(本特約)」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。
ゼゾンプリペイドカード規約
第1条(本規約)本規約は、クレディセゾン(以下「当社」といいます。)が発行するゼゾンプリペイドカード(以下「カード」といいます。)の利用及び利用時の取扱いに関して定めたものです。カードの利用者は、本規約の内容及び適用について承諾のうえ、カードの申込み及び利用を行うものとします。
第2条(定義)本規約に定める語句の定義は次のとおりです。(1)「ゼゾンプリペイドカード」　利用者があらかじめチャージした金額の範囲内で、利用店で商品等の購入代金を決済できるカードをいいます。(2)「利用者」　カードの発行を受け、第3条に定める手続きを経てカードを利用する個人をいいます。(3)「利用店」　カードが利用可能な当所定の店舗をいいます。(4)「利用金額」　カードを利用するために必要な当所定の利用登録手続きをいいます。(5)「チャージ」　利用者がカードに当社所定の方法により任意の金額を入金することを、及びその手続きをいいます。(6)「商品等」　カードの利用により購入の対象となる商品、サービス又は権利をいいます。(7)「カード決済」　カードにチャージした金額内で、利用店で商品等の購入代金の全部又は一部を支払うことをいいます。(8)「カード利用」　チャージ、カード決済、未使用残高の確認その他のカードに関してカードを利用する目的で利用者が行う利用の総称をいいます。(9)「未使用残高」　カードの利用により購入代金の支払いに使用されていない当所定の金額をいいます。(10)「カード情報」　カードの券面に表示されたカードへのチャージ及び利用店での未使用残高の利用できる期間をいいます。(11)「払戻し」　未使用残高の払戻しをいいます。(12)「残高照会」　当社が認める場合に、当社に対して、当社に対して、当社に対して